

「川越市開発許可等の基準に関する条例第4条第1項第9号」に係る指定申出処理 フロー図

※各種提出書類は電子データで作成し、添付書類とともに紙面で提出してください。（提出先：産業振興課企業立地推進室）

※地権者や工作物の権利者の同意が得られていない場合、受付ができない可能性があります。

※都市計画審議会の意見次第では、判定の可否が覆る可能性があります。

